

第 25 章 海外の金融当局との連携強化

金融監督者間の 2 国間連携強化

1 . 金融監督当局との連携の概要

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要であり、個別案件ごとに連絡を取り合っている他、定期的に金融監督当局等との協議を行い、金融セクターの動向や規制・監督上の共通の重要事項等について意見交換を実施している。

2005 年には、米国証券取引委員会（SEC）との間で定期的な対話を行うことで合意し、同年 6 月に「日米ハイレベル証券市場対話」第 1 回会合（東京）を行った。2006 年 6 月にはワシントンで第 2 回会合を行った。

（最近の主な金融協議等）

- 2005 年 12 月 日韓金融協議（東京）
- 2006 年 1 月 日 EU 財務金融ハイレベル協議（ブリュッセル）
- 2006 年 1 月 日米保険協議（東京）
- 2006 年 3 月 日米財務金融対話（ワシントン）
- 2006 年 5 月 日英金融監督者協議（東京）
- 2006 年 6 月 日米ハイレベル証券市場対話（ワシントン）

2 . 人材交流

金融庁は、金融ビジネスの変化のスピードに対応できる人材の育成及び海外当局との連携強化の観点から、主要な外国の金融当局との人材交流を定期的に行っている。具体的には、2005 年 7 月から 1 年間、米国財務省通貨監督庁（OCC）へ職員 1 名を派遣した。

金融庁の技術支援の取組み

金融庁は、銀行、証券、保険の 3 分野を一元的に監督する立場（integrated regulator）から、我が国の経験や前述の国際会議等での議論をアジアの新興市場国に伝えることを通じて、各国の金融当局との連携強化に努めることも重要な役割となっている。

また、近年、金融の国際化・一体化が急速に進展するなか、我が国と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの健全な発展は、我が国を含む国際金融システムの安定性の向上において一層重要となっていることから、金融庁は技術支援の実施を通じたアジアの新興市場国の金融当局の能力向上や人材育成に積極的に取り組んでいる。

1 . 証券監督者セミナー

2005 年 10 月に、アジア等の新興市場国に対する技術支援の一環として、アジアを中心とする新興市場 16 カ国から、証券市場規制監督担当者 27 名を招き、「アジア等

新興市場国の証券市場規制監督担当者に対する国際研修」(東京セミナー)を開催した。当セミナーでは、最近の証券規制監督に係る課題について、金融庁・証券取引等監視委員会の職員、自主規制機関の職員などによる講義等を行った。また、当セミナーの参加者は、OECD及びアジア開発銀行研究所が主催した「第7回アジア資本市場改革ラウンド・テーブル」を聴講した。

2．証券法務執行セミナー

2006年2月に、アジア諸国をはじめとする新興市場国の証券当司法務執行担当者等30名の研修生を対象として、「第5回証券法務執行セミナー」を開催した。このセミナーでは、証券監視委の職員や我が国の自主規制機関の実務担当者等が、ケース・スタディーやグループ・ディスカッションなどを通じて、証券監視委の担う調査、検査、取引審査実務や、自主規制業務等を講義することにより、アジア新興市場国の人材育成ひいては証券行政・市場の発展に貢献することを目的としている。

3．保険監督者セミナー

2006年6月に、アジア新興市場国7カ国の保険監督当局の担当者(計8名)を対象に、保険市場の適切かつ効果的な発展と両立した保険監督行政のあり方についてのセミナーを行った。当セミナーでは、金融庁職員や民間の実務者が、保険商品の販売や勧誘に関する監督上の取り組みや業界としての取り組み等について講義を行ったほか、研修員による発表や、金融庁職員とディスカッションを行うなど、相互理解の促進や理解の定着を図った。

4．預金保険セミナー

2006年3月に、預金保険制度の導入を検討中、もしくは導入直後のアジア新興市場国5カ国の金融監督当局担当者(計8名)を対象に、金融の安全網に関する制度の立案・実務についてセミナーを開催した。当セミナーでは、金融庁職員や預金保険機構の職員が、我が国における預金保険制度の変遷や運営、破たん処理事例の紹介、国際的な制度設計のベストプラクティスなどについて講義を行ったほか、預金保険機構が主催した「預金保険機構ラウンド・テーブル」にオブザーバー参加した。